

# フグ取扱責任者講習会のお知らせ

山梨県では、「山梨県フグ取扱指導要綱」を制定し、平成22年4月1日から丸フグを取り扱う施設は届出が必要となりました。また、フグ取扱施設には、フグ取扱責任者の設置が必要になりました。

そこで、一般社団法人山梨県食品衛生協会では、県から指定を受け、フグ取扱責任者講習会を実施します。

平成30年度の講習会については、平成30年4月2日から仮申込受付を開始します。仮申込受付の結果、実施可能な人数に達した場合は、正式に受講申込をしていただくように案内しますので、申込みをお願いします。なお、実施可能な人数に達しない場合は講習会を実施しません。



## 1 講習会の種類

- (1)学科講習会・・・丸フグの販売及び調理・加工を行う施設で必要とされる講習会
- (2)実技講習会・・・丸フグの調理・加工を行う施設で必要とされる講習会  
(ただし、学科講習会を受講し、合格後に受講する。)

- ・「販売」とは、丸フグの販売のみを行い、営業者間の取引を行う者をいう。
- ・「調理・加工」とは、丸フグの有毒部位の除去等の処理を伴う調理又は加工を行う者をいう。

## 2 講習会の受講料

(希望人数により変動する場合があります。)

- (1)学科講習会： 1万円
- (2)実技講習会： 3万円
- \* 学科講習会 受講者 10人未満の場合 1万5千円
- 実技講習会 受講者 5人未満の場合 4万円

## 3 受講要件

- (1)学科講習会・・・次のいずれかに該当すること
  - ア 調理師法第2条の規定による調理師である者
  - イ 山梨県食品衛生法施行条例第2条の管理運営の基準の規定による知事が指定する講習会(以下「食品衛生責任者養成講習会」という。)を受けた者(食品衛生責任者養成講習会を受けた者とみなすものを含む。)
  - ウ フグを取扱っている施設に従事する者又は過去にフグ取扱いの経験がある者

(2)実技講習会・・・山梨県が実施する講習会のうち学科講習会を修了した者又はこれと同等以上の知識があると知事が認めた者であって、次のいずれかに該当する者

ア 調理師法第2条の規定による調理師である者

イ フグを取扱っている施設に従事する者又は過去にフグ取扱いの経験がある者で、取扱経験年数が概ね5年以内に2年以上の経験がある者

ただし、他県でフグに関する講習会を受講した方や免許証をお持ちの方で、フグ取扱責任者と同等以上の知識があると認められる場合は、講習会の一部又は全部が免除されます。

また、有毒部位が除去されたフグ(身欠きフグ)を購入し、調理、加工又は販売する施設については、保健所への届出は不要です。(フグ取扱責任者の設置も不要です。)

#### 4 講習会日時及び内容

##### (1) 学科講習会

日時:平成30年8月22日(水)午前10時から午後4時頃まで

場所:一般社団法人 山梨県食品衛生協会 会議室

(甲府市小瀬町 1145 番地 1)



##### ○講習内容等

講習内容	試験内容	
	試験時間	試験方法
・食品衛生法規(30分) ・山梨県フグ取扱指導要綱(30分) ・フグの衛生と鑑別(90分)	・学科試験(20分) 食品衛生法規、山梨県フグ取扱指導要綱及びフグに関する一般知識について	学科講習内容について、問題数は10問とし、回答は四肢択一とする。
	・フグの種類鑑別試験(5分)	5種類の種類鑑別 (山梨県フグ取扱指導要綱別表第3に掲げる種類)

##### (2) 実技講習会:学科講習会合格発表後、決定します。

日時:平成30年12月9日(日)午前10時から午後4時頃まで

場所:【予定】秀峰調理師専門学校

##### ○講習内容等

講習内容	試験内容	
	試験時間	試験方法
フグの調理・加工の方法と内臓等の鑑別(講義)(120分)	・実技試験(30分)	フグ1尾を処理し、可食部位及び不可食部位に分け、それぞれの部位に用意された名札を付ける。

## 5 使用テキスト

- ・副読本:「ふぐ」(社)山口県食品衛生協会発刊(第12版)  
受講料の中には含まれませんので、各自で用意して下さい。  
なお、一般社団法人山梨県食品衛生協会事務局又は県内4保健所1支所内の食品衛生協会支部窓口等で販売予定です。
- ・ふぐ取扱責任者講習会テキスト(県衛生薬務課監修)  
正式申込受付時に配布します。

## 6 仮申込受付方法

平成30年4月2日(月)から5月25日(金)まで(土曜日、日曜日を除く)の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に、県内4保健所1支所内の食品衛生協会支部窓口へ直接お申込下さい。

ただし、実施可能な人数(学科講習会8人以上、実技講習会4人以上)に達しない場合は、上記日程での講習会は、開催しません。

また、実施可能な人数に達した場合は、正式にお申しいただく必要があります。受講にあたっての正式申込手続きの詳細は講習会の開催が決定次第お知らせします。

詳しくは、一般社団法人山梨県食品衛生協会、県内4保健所1支所内の食品衛生協会支部窓口又は最寄りの保健所衛生課へお問い合わせ下さい。

## 問い合わせ先

一般社団法人 山梨県食品衛生協会  
(問い合わせ時間 平日 9時～5時まで)  
TEL 055-242-0880 FAX 055-242-0881

甲府食品衛生協会	055-233-2370
峡北・南アルプス食品衛生協会	0551-23-7375
峡東地区食品衛生協会	0553-22-3823
峡南食品衛生協会	0556-22-8139
富士・東部地区食品衛生協会	0555-24-2036

(問い合わせ時間 平日 9時～5時)

中北保健所衛生課	055-237-1382
中北保健所峡北支所衛生課	0551-23-3071
峡東保健所衛生課	0553-20-2751
峡南保健所衛生課	0556-22-8151
富士・東部保健所衛生課	0555-24-9033

